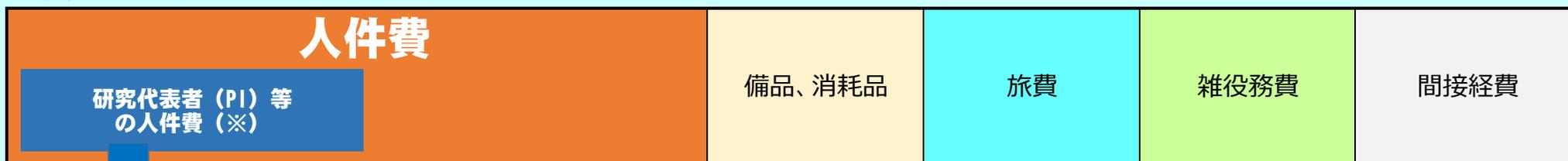


PI等人件費相当額支出制度の創設について

令和6年度からPI等人件費相当額支出制度が創設され、競争的研究費等の直接経費からPI等の person 費を支出することにより確保された財源を研究環境の改善のために用い、その一環としてPI等本人に研究代表者等特別手当を支給できるようになりました。(PI…Principal Investigator)

・(例) 競争的研究費の予算



※PI等の person 費のうち、当該研究に係るエフォートに応じた金額

(例) PIの年間 person 費が1,000万円でエフォートが10%の場合、この競争的研究費におけるPI等の person 費は100万円

本来学内経費で負担するはずだったPI等人件費の相当額を研究環境の改善のために活用

PI等人件費相当額の40% (上限) を「研究代表者等特別手当」として支給

- ・本制度を利用したい場合には必ず競争的研究費等を応募前にご相談ください。
- ・配分機関から認められている場合には、PI以外の研究分担者等も制度の対象者となることができます。
- ・PI等人件費の具体的な金額の算定方法は競争的研究費を配分する機関の定めによります。
- ・研究代表者等特別手当の支給時期は、研究を実施する年度の3月を予定しています。
- ・民間企業等からいただく共同研究経費、受託研究経費などにおいてもPI等の person 費を計上できる場合には同様の扱いとすることができます。